

## 第15号議案

### 愛南町営住宅管理条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

#### 愛南町営住宅管理条例の一部を改正する条例

愛南町営住宅管理条例(平成16年愛南町条例第195号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第8号中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を加え、「配偶者暴力防止等法第28条の2において」を「同法第28条の2においてこれらの規定を読み替えて」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月8日提出

愛南町長 清水 雅文

#### 提案理由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要があるため。

愛南町営住宅管理条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条～第4条 略 (入居者の資格)</p> <p>第5条 第1項略</p> <p>2 前項に規定する老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居室においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、ア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 略</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項_____(<u>配偶者暴力防止等法</u>第28条の2において_____)準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>3 略</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条～第4条 略 (入居者の資格)</p> <p>第5条 第1項略</p> <p>2 前項に規定する老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居室においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、ア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 略</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項<u>又</u>は<u>第10条の2(同法</u>_____)第28条の2において<u>これらの規定を読み替えて</u>準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>3 略</p> <p>以下 略</p>